



徵 徵 3 — 12
令和4年5月13日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿

国税庁 徴収部
徴収課長 木村 正之

e-Tax ダイレクト納付を利用した国税の分割納付機能の 利用に当たっての留意事項について（依頼）

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁では、納税者の利便性の向上、納税関係事務の効率化及び現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、キャッシュレス納付に関する広報・周知に取り組んでいるところです。

各税理士会及び税理士の皆様におかれましても、日頃から、キャッシュレス納付に関する広報・周知や関与先への勧奨について御協力をいただいており、重ねて御礼申し上げます。

さて、本年5月23日から、e-Taxにより、ダイレクト納付を利用した国税の分割納付機能（以下「ダイレクト分割納付機能」という。）の利用開始を予定しており、その利用に当たりまして、税理士の皆様及び納税者の方々にご留意いただきたい点がございます。

本機能は、納期限までに一括納付が困難な納税者の方々が、分割して納付する場合にご利用いただくものであり、ご利用に当たっては、事前に管轄の税務署の徴収部門（又は担当の国税局）の職員と納付の相談を行い、策定した分割納付計画に基づいてご利用いただくこととしています（別紙1）。

つきましては、関与先の納税者の方々から、ダイレクト分割納付機能を利用したい旨のご相談を受けた場合には、別紙2「国税の納付はダイレクト納付をご利用ください」や国税庁HP等をご案内いただくなどして、事前に管轄の徴収部門の職員と納付の相談を行った上でご利用いただくよう、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様に対して周知を行っていただきますようお願ひいたします。

○ ご参考

- ダイレクト分割納付機能に関する情報の掲載箇所（令和4年5月23日掲載予定）
- ① 国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm
 - ② e-Tax ホームページ https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qaindex/yokuaru_direct.htm

【別紙1】

e-Tax 画面における注意喚起

The screenshot shows the e-Tax application interface with several warning messages displayed across different sections:

- Top Left Sidebar:** Shows navigation options: メインメニュー (Main Menu), 利用者情報の登録・確認・変更 (User Information Registration/Confirmation/Change), 申告・申請・納税 (Declaration/Application/Payment), and 送信結果・お知らせ (Transmission Result/Notice).
- Section 1: 申告・申請・納税 (Declaration/Application/Payment)**
 - Sub-section 1: 新規作成 (New Creation)**

ご利用になりたいメニューの「操作に進む」ボタンを押してください。

新規作成

※ 法定調書について、新規分、追加分、訂正分及び無効分の作成が可能です。

(操作に進む)
 - Sub-section 2: 作成再開 (Creation Reopen)**

作成中申告・申請データ(拡張子「.wtx」)を読み込んで作成を再開します。

(操作に進む)
 - Sub-section 3: 作成済みデータの利用 (Use of Existing Data)**

作成済み申告・申請データ(拡張子「.xtx」)又は
作成済み地方税データ(拡張子「.xml」)を読み込んで送信を行います。
また、作成済み申告・申請データと同時に添付書類(PDF)の送信を行います。
添付書類(PDF)を添付可能な手書き、添付できる添付書類(PDF)の種類、
添付するファイルのサイズに制限があります。詳細はこちらを参照ください。

(操作に進む)
- Section 2: ダイレクト納付を利用した予納の申出(予納ダイレクトの利用)**

ダイレクト納付を利用した予納の申出、申出内容の変更・照会を行います。
※ダイレクト納付利用届出書を提出し、預貯金口座の登録が完了した方のみ利用可能です。

(操作に進む)
- Section 3: ダイレクト納付を利用した分割納付計画の登録(既に納期限を経過している場合など)**

既に納期限を経過している国税について、
ダイレクト納付を利用した分割納付計画の登録、変更・修正等を行います。
※ダイレクト納付利用届出書を提出し、預貯金口座の登録が完了した方のみ利用可能です。

※納期限までに一括での納付が困難な場合は、事前に所轄の税務署または国税局の窓口担当職員と納付相談を行ってください。

※本税により、先納の日まで期間に応じて延滞税が加算されます。

(操作に進む)

At the bottom center: 戻る (Back) button.

At the bottom right: ページ先頭へ (Top of the page) button.

At the very bottom center: Copyright (C)国税庁

メインメニュー

利用者情報の登録・確認・変更

申告・申請・納税

送信結果・お知らせ

申告・申請・納税 分割納付計画の登録

分割納付計画を立てる

新規に分割納付計画を立てる場合は、「新しく分割納付計画を立てる」ボタンを押してください。
既に登録を行った分割納付計画の内容について、変更・照会を行う場合は、「分割納付計画の変更(照会)を行う」ボタンを押してください。

新しく分割納付計画を登録する

新しく分割納付計画を立てる場合は、以下をご一読のうえ、手続きを行ってください。

- この手続きでは、原則、納期限を経過している国税について、納付計画を登録することができます。

* 納期限までに一括での納付が困難な場合は、事前に、所轄の税務署または国税局の徴収担当職員と納付相談を行ってください。

- 納付情報は、納付した日付や金額等の情報がメッセージボックスに送信されます。
また、残高不足や何らかの理由により口座が使用できずに納付が行えなかった場合についても、その情報がメッセージボックスに送信されます。

新しく分割納付計画を立てる

※本税には、完納の日までの期間に応じて延滞税が加算されます。

分割納付計画の変更(照会)を行う

既に登録を行った分割納付計画について、以下の項目の変更・照会を行うことができます。

- 分割納付計画、納付状況などの照会
- 税目、課税期間(自)、納期限、申告区分、本税、加算税、延滞税等、優先順位の変更
- 納付予定日、納付予定金額及び引落口座の変更

* 既に納付が開始された場合など、変更することが出来ない場合もあります。
ご不明な点があれば、税務署または国税局の徴収担当職員へご相談ください。

分割納付計画の変更(照会)を行う

※本税には、完納の日までの期間に応じて延滞税が加算されます。

戻る

ページ先頭へ

Copyright (C)国税庁

e-Taxソフト(WEB版)

国税太郎様ログイン中
前回ログイン日時 2023/05/14 16:34

ログアウト

よくある質問

ご利用ガイド

メインメニュー

利用者情報の登録・確認・変更

申告・申請・納税

送信結果・お知らせ

申告・申請・納税 分割納付計画の登録

提出先税務署等の入力

税目、課税期間等の入力

分割計画の入力

入力内容の確認・訂正

登録結果の確認

✿ 提出先税務署等の入力

「提出先税務署等」欄には、登録済みの所轄税務署または国税局を表示しています。提出先税務署等を変更する場合は、訂正してください。
全ての項目について、入力及び確認が完了後、「次へ」ボタンを押してください。
※納期限までに一括での納付が困難な場合は、事前に所轄の税務署または国税局の徵収担当職員と納付相談を行ってください。

提出先税務署等の入力

項目名	入力項目
提出先税務署等 <small>※必須</small>	<p><input checked="" type="radio"/> 税務署へ提出する方 リストから(1)都道府県を選択し、(2)税務署名を選択してください。</p> <p>(1)都道府県 宮城県 ▼ (2)税務署名 仙台北 ▼</p> <p><input type="radio"/> 国税局へ提出する方 国税局を選択してください。 ▼</p> <p>提出先の税務署等は「<u>こちら</u>」からご確認ください。</p>

① 戻る

次へ ②



◀ ページ先頭へ

Copyright (C) 国税庁

e-Taxソフト(WEB版)

国税太郎様ログイン中
前回ログイン日時 2023/05/14 16:34

ログアウト

よくある質問

ご利用ガイド

- メインメニュー
- 利用者情報の登録・確認・変更
- 申告・申請・納税
- 送信結果・お知らせ

申告・申請・納税 分割納付計画の登録

提出先税務署等の入力 > 税目、課税期間等の入力 > 分割計画の入力 > 入力内容の確認・訂正 > 登録結果の確認

分割納付計画情報の登録結果

分割納付計画情報の登録が完了しました。

登録した分割納付計画情報の内容は、
分割納付計画の登録を行う画面の
「分割納付計画の変更(照会)を行う」から
変更または照会を行うことができます。

※本税には、完納の日までの期間間に応じて延滞税が加算されます。
なお、徴収担当職員との納付相談を経ずに納付計画を登録した場合や、
分割納付計画が履行されない(当該ダイレクト分割納付による引き落としが完了していない)場合、
滞納処分(財産の差押え、公売等)を行うことがありますので、ご注意ください。

項目名	登録内容
利用者識別番号(利用者)	1014911603107082
登録日時	2023/05/14 16:58:09
受付番号	20230514165809569318

印刷

メニュー画面へ

▲ページ先頭へ

Copyright (C) 国税庁

国税の納付は、

ダイレクト納付

をご利用ください

ダイレクト納付とは・・・

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの引き落としにより、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。

ダイレクト納付を利用した場合のメリット

①外出不要

インターネットを利用する端末（パソコン・スマートフォン・タブレット）があれば利用可能ですので、納付をする際は、金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません。

②納付書不要

マイナンバーカード又はe-Taxの利用者識別番号（ID）と暗証番号（PW）のみで納付手続が行えますので、納付書は必要ありません。

③手数料不要

手数料はかかりません。

ダイレクト納付を利用するには

» ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/kinyu.htm>）をご確認ください。

» e-Taxの利用開始手続をする（初回のみ）

e-Taxのホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）から、「e-taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください（即時発行されます）。

» ダイレクト納付利用届出書を提出する（初回のみ）

「ダイレクト納付利用届出書」にご利用希望する預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

なお、オンライン提出（個人の方のみ）の場合は、利用可能となるまで、1週間程度かかります。書面提出（個人・法人の方）の場合は、利用可能となるまで、1か月程度かかります。

» e-Taxにメールアドレスを登録する（推奨）

ダイレクト納付を利用する場合は、メッセージボックスに情報が格納された段階でメールでお知らせを受け取れるよう、e-Taxへメールアドレスのご登録をお勧めします。メールアドレスは、e-Taxの利用者情報登録から登録できます。

詳しくはコチラ»

ダイレクト納付

検索



ダイレクト分割納付の利用にあたって

- 滞納となった国税をやむを得ず分割で納付する場合は、これまで納付書による金融機関や税務署の窓口等で納付をしていただいていましたが、令和4年5月から、納付日を一括で登録できるダイレクト納付を利用して口座引き落としにより納付することもできるようになりました。
- 金融機関等に出向く必要がなくなり、納付予定日前にお知らせする機能もありますので、納付については、便利なダイレクト納付をご利用ください。

ダイレクト納付を利用した分割納付方法（令和4年5月利用開始）

①事前に徴収職員と納付相談を行ってください。

②納付計画を登録します。

猶予許可通知書等に記載された納付計画を登録します。

本税には、納期限から完納の日までの期間に応じて、原則年8.7%（令和4年の場合）の延滞税が課されます。

③届出口座から引き落とされます。

【自動で便利】

初回登録時に届出をした口座から自動に引き落とされます。

【納付日等の連絡】

納付予定日前にお知らせが通知されます。



※ 納期限までに一括での納付が困難な場合は、事前に所轄の税務署又は国税局の徴収担当職員と納付相談を行ってください。

徴収担当職員との納付相談を経ずに納付計画を登録された場合は、滞納処分（財産の差押え、公売等）を行うことがありますのでご注意ください。



e-Taxホームページ

イータックス

検索

<https://www.e-tax.nta.go.jp>

